

川崎南税務署の印紙税等間接諸税事務について

令和6年7月10日以降、川崎南税務署には間接諸税担当職員がおりません。川崎南税務署の印紙税等間接諸税事務につきましては、横浜中税務署で次のとおり行っております。

○ 間接諸税担当職員

川崎南税務署には、間接諸税担当職員が常駐しておりませんので、横浜中税務署法人課税第2部門から、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがあります。

○ 印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続及び税印押なつ請求手続への対応

印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続及び税印押なつ請求手続は、事前予約により対応させていただきます。

【事前予約連絡先】

横浜中税務署 法人課税第2部門 電話番号 045-651-1321

※ 税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。
自動音声にしたがって、「2」番を選択していただき、上記担当までご連絡ください。

○ 間接諸税事務に関する面接相談への対応

間接諸税に関する面接相談は、事前予約により対応させていただきます。

※ 事前予約連絡先は、横浜中税務署法人課税第2部門（上記と同じ）です。

○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談センター（0570-00-5901）にご相談ください。

国税に関する
ご相談について
(国税庁HP)



○ 申告書・申請書等の提出先

e-Taxで提出する場合

川崎南税務署に
送信願います。



郵送で提出する場合

次の送付先に送付願います。
〒210-8606

神奈川県川崎市川崎区榎町3番18号
東京国税局業務センター川崎南分室